

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案参照条文

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄）

（特別弔慰金の額及び記名国債の交付）

第五条（略）

- 2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。
- 3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。